部を改正する法律の

が公布されましたので、その概要を紹介します。 平成23年4月22日、森林法の一部を改正する法律

体化したものです。 林・林業再生プラン」を法制面で具 向けた改革の姿」を踏まえて、「森 検討委員会の「森林・林業の再生に まとめられた森林・林業基本政策 この改正法は、昨年11月にとり

計画制度の見直しを行っていま されるように、森林所有者が不明 確保するための私権制限の強化 な場合にも必要な間伐や造林等を の有する公益的機能が十分に発揮 有者がその「責務」を果たし、 今回の森林法改正では、森林所 森林経営計画の創設など森林 森林

に森林の土地の所有者となった者 提出法案に修正が加えられ、 国会審議において、 政府

> 設などが盛り込まれました。 の届出制度の創設や無届伐採が行 われた場合の伐採の中止命令の新

公布日からの施行となります。 本的に平成24年4月1日から施行 の拡大等の一部の規定については 応等から森林へ立入調査できる者 されますが、東日本大震災への対 なお、施行期日については、基

ます。 管理・環境保全直接支払制度等を 年度予算から新たに導入した森林 林業基本計画の見直しや、平成23 着実に実施し、森林・林業再生プ ランの実現を図りたいと考えてい 『知徹底を図るとともに、森林・ 今後は、改正内容の関係者への

Ⅰ 政府原案の概要

(1) 所有者が不明の場合を含む適 正な森林施業の確保

①他人の土地について路網等 こと等により、手続を進めら を可能にするため、 者等が不明でも使用権の設定 設置が必要な場合、土地所 れるよう措置する。 の機会を設ける旨を公示する 意見聴取 有 0

②森林所有者が、早急に間伐 伐を行わない場合に、 必要な森林 (要間伐森林) の間 行うことができるようにする 定により施業代行者が間伐を が不明であっても、 など制度を拡充する。 行政の裁 所有者 が

2 無届伐採が行われた場合の造 林命令の新設

する。 林所有者のいかんを問わず、災無届による伐採について、森 を、新たに発出できるよう措置 後の造林を行わせるための命令 害発生等の防止に必要な伐採

(3) 森林計画制度の見直し

に改め、 の森林施業計画を森林経営計画 森林所有者等が作成する現

行

①集約化を前提に、路網 とする 等を含めた実効性のある計一 0) 整 備 画

等の改正を行う。 ②森林所有者のほか、その委託 を受けて長期・継続的に森林 計画を作成することとする 経営を行う者(森林組合等) が

П 国会における修正の概要

1 森林の土地の所有者となった 旨の届出

とする。 なった者に届出義務を課すこと 新たに森林の土地の所有者と

(2) 無届伐採が行われた場合の伐 採の中止命令の新設

林命令のみならず、伐採の中止 命令を発出できることとする。 無届による伐採について、 造



